

公共政策系専門職大学院

点検・評価報告書

平成22年1月

京都大学大学院公共政策連携研究部・教育部

## 目 次

序章	1
1. 目的	2
(1) 目的の適切性(2)	
(2) 目的の周知(2)	
(3) 特色ある取り組み(3)	
2. 教育の内容・方法・成果	5
(1) 教育課程等	5
○課程の修了等(5)	
○教育課程の編成(5)	
○系統的・段階的履修(8)	
○特色ある取組み(8)	
(2) 教育方法等	10
○授業の方法等(10)	
○授業計画・シラバス及び履修登録(11)	
○単位認定・成績評価(12)	
○他の大学院における授業科目の履修等(12)	
○履修指導等(13)	
○改善のための組織的な研修等(13)	
○特色ある取組み(14)	
(3) 成果等	16
○学位の名称(16)	
○学位授与基準(16)	
○修了生の進路の把握(16)	
○教育成果の測定(16)	
○特色ある取組み(17)	
3. 教員組織	19
○専任教員数(19)	
○専任教員としての能力(19)	
○実務家教員(19)	
○専任教員の分野構成、科目配置(20)	
○教員の構成(20)	
○教員の募集・任用(20)	
○特色ある取組み(20)	
4. 入学者選抜	22
○定員管理(22)	
○学生の受入れ方針等(22)	
○実施体制(22)	
○特色ある取組み(23)	
5. 教育研究環境及び学生生活	24
○教育形態に則した施設・設備(24)	
○情報関連設備及び図書設備(24)	
○特色ある取組み(25)	
6. 管理・運営	27
○事務組織の設置(27)	
○学内体制・規程の整備(27)	
○関係組織との連携(27)	
○特色ある取組み(28)	
7. 説明責任	30
○自己点検・評価(30)	

○情報公開(30)

○特色ある取組み(30)

終章	32
資料編	33
資料 1. 京都大学の基本理念	(37)
資料 2. 専門職大学院の在り方について【平成17年1月11日部局長会議了承】	(38)
資料 3. 京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について	(40)
資料 4. 京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する 規程/ 公共政策連携研究部教授会規程/ 公共政策教育部教授会規程/ 公共政策連携研究部長選出手続、公共政策大学院諸委員会名簿	(41)
資料 5. 京都大学通則(抄)	(44)
資料 6. 京都大学大学院公共政策教育部規程	(47)
資料 7. 公共政策教育部履修規程	(48)
資料 8. 平成21年度ゲストスピーカー一覧	(50)
資料 9. リサーチ・ペーパーについて	(51)
資料 10. インターンシップの実施に関する申し合わせ	(52)
資料 11. リサーチ・ペーパー合否判定(平成19年度・20年度)	(54)
資料 12. インターンシップ合否判定(平成19年度・20年度)	(56)
資料 13. 公共政策大学院履修指導担当者・進路指導担当者と受持人数	(57)
資料 14. 平成21年度 前期・後期 科目別履修登録者数	(58)
資料 15. 京都大学学位規程(抄)	(61)
資料 16. 修了(予定)者の進路状況一覧(平成19年度～21年度)	(63)
資料 17. 学生からの要望書	(65)
資料 18. 京都大学教員の任期に関する規程(抄)/ 公共政策第二講座の教員の任用に関する 内規/ 公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規	(66)
資料 19. 京都大学における教員評価の実施に関する規程(抄)	(68)
資料 20. 京都大学公共政策大学院アドミッション・ポリシー/ 京都大学公共政策大学院 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)/ 京都大学公共政策大学院 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)	(69)
資料 21. 公共政策大学院入学試験規程	(70)
資料 22. 京都大学公共政策大学院入学試験結果概要(平成18年度～21年度)	(72)
資料 23. 公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程/ 公共政策大学院 自習室及びDR利用細則/ 教室使用願	(73)
資料 24. 公共政策連携研究部図書規程	(74)
資料 25. 京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	(75)
資料 26. 京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン	(79)
資料 27. 平成21年度 霞が関特別講演(関西地区)実施スケジュール	(84)
資料 28. 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(抄)/ 京都大学事務組織規程(抄)	(85)
資料 29. 京都大学 大学評価委員会規程(抄)/ 委員会に関する申し合わせ/ 公共政策 大学院諸委員会名簿/ 公共政策大学院外部評価委員会規程/ 同委員名簿	(87)
資料 30. 入試情報の開示について	(91)
資料 31. 公共政策大学院教務事項に関する手引き(平成21年度版)	(92)
資料 32. 平成21年度前期科目別評価割合/ 平成21年度後期科目別評価割合	(99)

## 冊子類資料

- 資料 33. 別添 学生による授業評価結果  
平成 20 年度後期(1 回目・2 回目)公共政策大学院学生授業評価  
平成 21 年度前期(1 回目・2 回目)公共政策大学院学生授業評価
- 資料 34. 別添 平成 22 年度入学 京都大学公共政策大学院学生募集要項
- 資料 35. 別添 平成 22 年度入学 京都大学公共政策大学院外国人特別選抜募集要項
- 資料 36. 別添 2009 年度 京都大学公共政策大学院パンフレット
- 資料 37. 別添 京都大学大学院案内 2010
- 資料 38. 別添 京都大学公共政策大学院便覧・シラバス 平成 21 年度
- 資料 39. 別添 京都大学学生便覧 2009
- 資料 40. 別添 公共政策連携研究部・教育部(公共政策大学院)例規集
- 資料 41. 別添 京都大学情報資産利用のためのルール/ 京都大学の情報セキュリティ  
対策に関する規程
- 資料 42. 別添 『インターネットと P C に関するマナー読本(京都大学情報環境部)』
- 資料 43. 別添 パンフ『人権を考えるために』京都大学
- 資料 44. 別添 京都大学公共政策大学院自己点検・評価報告書 2008 年 11 月
- 資料 45. 別添 平成 20 年度 京都大学大学院外部評価委員会評価報告書(2009 年 3 月)
- 資料 46. 別添 平成 21 年度 京都大学大学院外部評価委員会評価報告書(2010 年 3 月)
- 資料 47. 別添 学生の自主活動の一環として編集した雑誌『公共空間』2009 Autumn
- 資料 48. 別添 ホームページトップページ [抜粋] (日本語版)
- 資料 49. 別添 ホームページトップページ [抜粋] (英語版)
- 資料 50. 別添 京都大学における情報公開制度の実施に関する規程/ 京都大学における  
個人情報の保護に関する規程

## 〈序 章〉

京都大学公共政策連携研究部・公共政策教育部（以下「京都大学公共政策大学院」という）は、公共政策の立案・執行・評価等に関する幅広い能力をそなえた、公共的部門を担うべき高度専門職業人を養成することを目的として、京都大学大学院法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学専攻とを改組するかたちで、2006年（平成18年）4月に、教員配置・開設科目の両面において法学研究科及び経済学研究科との密接な連携を維持しつつ、独立した教育・研究組織である専門職大学院として発足した。

本大学院の土台となった法学研究科及び経済学研究科がともに根本精神として貫いてきたのは、時々の流行を徒らに追うことなく、学理を徹底して究明する姿勢をもって研究・教育の基本となすことである。本大学院も、こうした両研究科の伝統的精神を建学の理念として継承し、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する高度の専門能力をもつ人材を育成する」という京都大学の基本理念に資することを旨として、両研究科の支援の下に設立されたのである。

本公共政策大学院は、自己点検・評価とその公表を通して大学がその教育研究水準の向上に資すること、専門職大学院が教育研究活動の状況について認証評価を受けることは、ともに法令の求めるところではあるが、有為の人材を育成する社会的責任を負う教育・研究組織として不断に自らを省みることは、いわば大学及び大学人としての本来的な道徳的義務に属すると言ふべきであり、そうした自覚に基づく自律・自治の精神を涵養し、それを体得した人材を育成し、広く社会に送り出すことは、専門職大学院としての公共政策大学院の存在理由自体にも関わるものと認識している。

そこで本公共政策大学院は、毎年、所定の外部評価委員会による評価を受け、その結果も公表しているが（各年度『京都大学公共政策大学院 外部評価委員会評価報告書』参照）、このほか、発足以来の教育・研究活動の実績を総括し、専門職大学院としての将来を展望するために、学校教育法の趣旨にしたがい、教育・研究、組織・運営、施設・設備の全般について自己点検・評価を実施することとし、その報告書第1号もすでに公表している（『京都大学公共政策大学院 自己点検・評価報告書』（2008年11月）参照）。

さらに本公共政策大学院は、このたび、学校教育法第109条第3項に規定する認証評価をうけるべく、教育課程、教員組織その他教育・研究等の総合的な状況について、改めて全般的な点検・評価を行い、専門職大学院としての資質と能力の向上に資するべく、このたび大学基準協会に平成22年度の公共政策系専門職大学院認証評価に申請を行うこととした。

## 〈本 章〉

### 1 目 的

[現状の説明]

#### (1) 目的の適切性

京都大学は、「京都大学の基本理念」(資料1:37頁)にあるように、「自由の学風」の下、常に世界最高水準の研究を維持してきた。こうした研究面の伝統に加えて、現在は「高度専門職業人の養成にも努める」ことを「京都大学の将来像・長期目標」として掲げ、中期目標でも「幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する」ことを謳っている。そして「京都大学における専門職大学院の在り方について」(資料2:38頁)においても、(1)学生・社会のニーズを踏まえたキャリアプランの明確化、(2)他大学の専門職大学院に比しての特徴、(3)学内における他の教育研究組織との関係の3点に十分に留意することを求めている。本大学院の設置に際しても、こうした考え方を基礎に、原理的知識と実践的知識の真の融合を果たすことを基本理念として掲げている。

このように本大学院は、実務教育に偏ることなく研究と実務的教育の両者を架橋することを基本理念としているが、本大学院は、中央・地方の公務員等の狭義の公共的職務を目指す者のみを養成することを目標としてはいない。今日では、国際機関、ジャーナリスト、NPOやNGOはもとより、民間企業でも公共的な色彩の強い業務を行っているものもあるからである。重要なことは、いかなる組織にあっても常に公共的な視点から考える能力を涵養することであり、この意味でも、基礎的・原理的な知識を教授する本大学院の基本目標は重要である。狭い職業的知識にとどまらず、国家・社会・国民経済の全般にわたる原理的な知識を身につけることは、いかなる職務に従事しようとも公共的な見地から考えようとする幅広い視野と倫理感を養う上で、大いに裨益するからである。

本大学院の最高意思決定機関は教授会(資料4:41頁)であり、その詳細は後述の「6・管理運営」の項で記載することとするが、本大学院は、そのような観点から教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」(資料3:40頁)を教授会において審議決定している。ここでは、専門職学位制度の目的である科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成という観点から、前記「公共政策教育部における教育の目的について」の第1項に、「わが国のみならず世界的な規模で国家や公共団体その他の公共部門を大きく揺るがせている近年の激しい社会的変動を前にして、それらの公共部門が直面している諸課題に適切に対応しうる的確な判断力と柔軟な思考力をそなえた、また、公共的な役割をになう強い倫理感をもった高度専門職業人を養成することを目的とする」ことを謳っている。これは、専門職学位制度の趣旨に沿ったものである(評価の視点1-1)(評価の視点1-2)。

#### (2) 目的の周知

京都大学通則(資料5:44頁)の第35条の2は、当該大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表することを求めている。そこで、本大学院でも、先に

述べたように、教育理念と目標を謳った「京都大学大学院公共政策教育部における教育の目的について」(資料3)を審議決定し、当大学院の便覧・シラバス(資料38)に掲載するほか、ホームページや紹介パンフレット(資料36)にも掲載して、その周知徹底を図っている。

また、教授会の下に置かれた評価・広報委員会、入試委員会、教務委員会等(資料40-109頁)において、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に関して素案を検討し、それに基づき学生募集要項(資料34、資料35)、紹介パンフレット並びにホームページの掲載内容を検討し、これらの原案を教育部教授会で慎重に審議・決定した上で、各種の学生募集要項や案内を作成して配布するとともに、ホームページでも公表している。

このように、当大学院を構成する教員全員が参画する教授会で決定することにより、職員への周知は当然徹底している。このことは、日々の教育活動はもちろんのこと、年2回開催する入試説明会——本年度は平成21年7月2日(一般選抜対象)、11月8日(職業人選抜対象)に開催した——の参加者が年々増加していることから判るが、年1回開催している——本年度は同年12月10日に開催した——本大学院の外部評価委員会(資料29:87頁、資料45、資料46)でも、確認されている。なお、平成21年1月に発足した当大学院の同窓会「鴻鵠会」のホームページにも相互リンクしているので、広報の範囲が広がったとみてよい(評価の視点1-3)。

### (3) 特色ある取組み

本大学院の特色は、第一に、正規の教育課程とは別に各種の講演会・セミナー等を活発に行っている。その目的は、第一線で活躍している実務家と接して現場の臨床的知識を学習させるとともに、学生の公共的分野への関心を高め、公共的分野に従事する上で必要な倫理感を体得させることにあり、現に資料8[50頁]に示す通り、多くのゲストスピーカーや講師を招聘している。第二に、本大学院は学生の自主的な研究会・ゼミなど自発的な活動を重視し、これを積極的に支援している。なかでも、学生自身が編集し、実質上本大学院の広報誌を兼ねている『公共空間』(資料47)の発行を支援することによって、企画立案や共同作業の分担管理などについて実績を積み上げている(評価の視点1-4)。

#### [点検・評価(長所と問題点)]

目的の適切性については、前記(1)で述べた通り、専門職学位制度の趣旨に沿ったものであると判断できる。また、目的の周知についても、前記(2)で述べた通り、あらゆる機会を通じて行っており、目的の周知は徹底されているものと判断できる。

また、前記(2)で述べた通り、平成21年7月に本大学院学生の協力によりホームページを大きく改訂し、活用しやすくしたことは、入試説明会への参加者及び入学志願者が大幅に増えたことに寄与しているように思われる。

なお、他の専門職大学院では、大学院修了により何らかの資格取得試験受験の際、受験科目の軽減措置があるが、本大学院では、現在のところ、修了しても、例えば資格取得に際しても受験科目を免除されることはない。その意味で、学生の確保という点ではややセールス

ポイントに乏しい面があることは事実である。

また、学部新卒者を対象とする一般選抜入学試験の場合、これまでは法学部・経済学部出身の受験者が多かった。このこと自体は公共政策大学院として自然な成り行きであるが、入学者の多様性の確保という点からも、今後は、法学又は経済学を履修した学生以外の学生が更に増加するよう、一層の広報に努めたい。

**【根拠・参照資料：京都大学通則、京都大学公共政策大学院 2009（パンフレット）、京都大学公共政策大学院学生募集要項 平成 22(2010)年度、「京都大学公共政策大学院外国人特別選抜要項 平成 22(2010)年度」、「京都大学大学院案内 2010」に並びに京都大学公共政策大学院ホームページ(<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】**

[将来への取組み・まとめ]

本大学院では、これまで通り、新入学生に対するオリエンテーションのみならず、学生募集要項、広報用パンフレット並びにホームページ、年 2 回開催する入試説明会等並びに同窓会「鴻鵠会」のホームページをも通じて、広報活動に努めるとともに、各種の講演会・セミナー等の機会を活用して、なお一層、本大学院の目的の周知徹底を図ることとしたい。

なお、公共政策大学院のあり方として、専門職大学院である公共政策大学院の修了資格と公務員採用制度を連関させることも一つの考え方であるが、これについては、現在全国に 8 つを数える公共政策大学院の各々の独自性を尊重しつつ、今後は人事院や自治体等における議論の推移を見守りつつ、これらの大学院相互の連繫を図ることが必要である、と考える。

## 2. 教育の内容・方法・成果

### (1) 教育課程等

[現状の説明]

#### 課程の修了等

京都大学通則第 55 条の 2 は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与することを定め、本大学院教育部規程第 12 条（資料 6：47 頁）では、課程の修了の認定は、教授会で行うことを定めている。これをうけて本大学院では、教授会での学位授与の決定に先立ち、教務委員会で修了要件を精査したうえ、教授会に諮り、修了の可否を決定している。

また、本大学院は、履修規程第 16 条（資料 7：48 頁）において進級要件を課し、1 年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて 26 単位以上を修得した者に限って 2 年次に進級しうること、また同第 17 条において修了要件を課し、2 年以上在籍し、第 5 条 1 項に定める科目区分による 26 単位及び第 6 条に定めるクラスター科目 12 単位を含む 48 単位以上を修得した者は、課程を修了したものとすることを定めている（評価の視点 2-1）。

なお、在籍期間については、京都大学通則第 53 条の 2 に短縮規定が設けられており、これをうけて本大学院教育部履修規程第 18 条は、職業人選抜者であって、かつ、他の大学院修了者で公共政策系の科目を履修し、本大学院において当該科目の単位認定により、本大学院の課程の一部を履修した者とみなされる場合は、在籍期間が短縮できる旨を定めている。なおこの特例措置によって、教授会の議を経て 1 年で本大学院を修了した者は、19 年度に 2 名あった（評価の視点 2-3）。

こうした修了要件や進級要件等の詳細については、便覧・シラバスに掲載しており（評価の視点 2-2）、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明しているので、十分に周知されているもの、と判断している（評価の視点 2-2）。

【**根拠・参照資料**：京都大学通則、京都大学大学院公共政策教育部規程、同公共政策教育部履修規程、京都大学公共政策大学院 2009（パンフレット）、京都大学公共政策大学院ホームページ（<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>）。】

#### 教育課程の編成

本大学院では、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養と、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。この方針に則ってカリキュラムの編成方針では、概ね 1 年次において、公共的な色彩の強い業務に従事する高度専門職業人に共通に求められる能力を全ての学生に修得させた上で、1 年次後期のはじめに各学生に、今日の公共的部門がとりわけ緊急に必要としている能力を育成するために設定された三つの科目群からひとつの科目群を選択させ、ゼネラリストであるとともに特定の課題に関するスペシャリストとしての能力をも備えた人材として送り出すことを目指している。この趣旨にそって、科目群と三つのクラスターに対応したクラスター科目群を配置し

ている（評価の視点2-4、2-5、2-6）。

開講科目群としては、①基本科目（選択必修12単位）、②専門基礎科目（選択必修8単位）、③実践科目（選択必修6単位）、④展開科目、⑤事例研究の5つとし、これらの科目群を基礎として、当該能力の涵養に特に必要と考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成するクラスター科目群（選択必修12単位）を配置しているが、これらを説明すると、以下のとおりである。

#### ① 基本科目（選択必修12単位）

これは、既修分野の相違に応じて未修の知識の獲得を目的として、法学・政治学・経済学・経営学のバランスを考慮して設定された科目であって、全員必修の「公共政策論」の他に、主に法律学・政治学を学んできた学生は「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「公共経済学」等を、主に経済学・経営学を学んできた学生は「行政システム」「立法システム」「私法秩序論」等を受講することを想定している。

その趣旨は、未修分野を修得させるところにあるが、学部レベルの授業とは比較にならない少人数の授業であり、適宜質疑応答を交え、学生の勉学意欲の向上に配慮している。また、厳しく予習・復習を要求して、密度の濃い授業としている。これらの科目は、主として1年次前期に配当され、研究者教員が担当するこの科目群を修得することによって、学生がより専門的・実践的な科目を受講するために必要な共通の知識を身につけることができるよう配慮している。

#### ② 専門基礎科目（選択必修8単位）

主として1年次の前期・後期に配当している専門基礎科目群は、公共的な部門で働く人材に共通に求められる知識を教授するものである。政策の企画・立案能力を育成する「政策決定過程論」「立法政策・技術」、公的部門に民間手法を導入し活用する、いわゆるNPM（新しい公共管理）に対応する能力を育成する「公共管理論」、情報化社会に対応する能力を育成する「情報管理論」、危機管理能力を育成する「危機管理論」、そして社会の国際化に対応する能力を育成する「外交政策」の6科目からなり、多くは本大学院専任教員が担当している。

これらの専門基礎科目は、今日ではゼネラリストとして求められる必須の知識ではあるが、その授業内容は大学院において初めて教授可能なレベルに設定している。

#### ③ 実践科目（選択必修6単位）

政策実務を行うための各種の基本的な技法や技術、そして今日必須である国際コミュニケーション能力を涵養するための科目であり、2年間にわたって随時学生の希望に即して選択できるように配置している。そうした科目としては、「統計調査手法」「交渉術」「政策企画立案の技術」「行政と情報化」「英語情報分析」「外国報道の分析」に加えて、英語による読解・作文・プレゼンテーションの能力を研磨するために外国人教員による多様な科目がある。

なお、この実践科目は、以下に述べる展開科目・事例研究とともに、修得すべき能力に応じて選択必修となるクラスター科目群を構成している。

#### ④ 展開科目

これは、公共政策の各専門分野に関する高度の専門性や幅広い知識の修得を目的とする科目であって、専ら研究者教員が担当する歴史的・原理的分析に関する科目、例えば

「政治哲学古典講読」「国際法」「政策分析の方法」「国際政治経済分析」等や、研究者教員や実務家教員が担当する政策関連科目、例えば「中央銀行論」「通商産業政策」「厚生労働政策」「政策評価・行政評価」等から構成されている。

#### ⑤ 事例研究

これは、具体的な政策事例に基づいて、ケースメソッド方式等により知識の実践的応用能力の修得を目的とする科目である。少人数で、場合によっては、シミュレーション、ロール・プレイング等の手法を採用している。主として2年次後期に配当され、多くは実務家教員が担当し、それまでに得られた知識の有機的な総合を図っている。具体的には、「ケーススタディ金融政策」「ケーススタディ予算と政策分析」の科目がある。また、実務現場を体験するために、希望する学生にはインターンシップ（2単位）を認定している。そのため、派遣先の確保等の便宜を図るとともに、特に人事院が主催する「霞が関インターンシップ」成果発表会には専任教員が多数参加することにより、成果の確認に当たることにしている。

#### ⑥ クラスタ科目群（選択必修12単位）

本大学院では特に政策分析・評価能力、行政組織間交渉能力、地球共生能力の三種の能力の涵養を目的として、各々に対応する三つのクラスタ科目群を設定した上で、1年次後期のはじめに各学生が自らの進路志望に適ったクラスタを選択させた上で、選択したクラスタの科目群から選択必修12単位を取得することを求めている。

各クラスタ科目群は、当該能力の涵養に特に必要であると考えられる実践科目、展開科目、事例研究から構成されており、ある科目の単位をクラスタ科目群の選択必修単位とそれ以外の修了必要単位のいずれに数え入れるかは、学生の希望に添って決定している。

なお、クラスタ所属の変更を希望する学生については、教育部教授会で承認した上で、既修の単位を可能な限り新たなクラスタ科目群の単位に読み替える措置をとっている。

これらの科目配置と前述した本大学院の教育課程の基本方針との関係について説明すると、まず、(1)少人数教育を通じた公的使命感の涵養という点から、本大学院では、「公共政策論」以下の基本科目、政策決定過程論以下の専門基礎科目及び公共的性格の強い職務に相応しい現代規範理論以下の展開科目を配置している（評価の視点2-4、2-5、2-6）。また、(2)高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋という面から、本大学院では、実践科目を配置するとともに、「日本政治外交」「現代アメリカ政治」「ヨーロッパ政治」「意思決定論」等の、より特化した基礎的・原理的知識の修得を求める展開科目を配置している。なお、主に研究者教員が担当するこれら科目の他に、8単位まで認められる法学研究科・経済学研究科等の授業を選択することにより、学生は、客観的で複眼的な思考、歴史的・文化的背景を考慮しつつ事象を考察する態度や、高い倫理感と豊かな人間性を基礎にした自由かつ合理的な挑戦的精神等を修得することができる（評価の視点2-4、2-5、2-6）。

他方、実務教育との架橋という面からとくに重要なのは、専門基礎科目・展開科目・事例研究に属する多くの開講科目であるが、展開科目・事例研究としては、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPOの理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員とが

意見を交換しながら進める共同授業も開講している。これらは、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することに貢献している。

#### 系統的・段階的履修

本大学院では、履修登録について、履修規程第3条2項に定めるように、「学期ごとに18単位、学年ごとに36単位まで」と限定すると同時に、同規程第16条に定めるように、「1年以上在籍し、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目及び事例研究を通じて26単位以上を修得した者」に限り二年次への進級を認めることにしている。このようなキャップ制と進級要件の採用によって、科目履修にあたって学生の履修に負担がかからないよう配慮するとともに、段階的・体系的な学修の実現を図っている。これらについて入学時の履修指導等で学生に周知を図っていることは、言うまでもない（評価の視点2-7）。

#### 特色ある取組み

##### (1) 高度専門職業と実務教育

本大学院では、教育課程の編成方針で述べたとおり、少人数教育を通じた公的使命感の涵養と高度専門職業人に相応しい教養と学識の涵養と実務教育との架橋を、教育課程の基本方針に掲げている。

そのため、専門職大学院として、実務教育を重視し、専任・非常勤の優れた実務家教員による多彩な授業を開講しているが、とくに小人数の学生を対象にした事例研究において多様な分野に関する臨床的な知識を教授している。併せて実務家教員と接することを通して、公共的性格の強い職務に携わる上で必須の高い倫理感を直接的に体得させることをめざすとともに、希望する学生にはインターンシップを通じて実務の現場を直接的に体験することも可能にしている。

また、本大学院では、国際的視野をもった国家公務員や国家的・国際的視点を備えた地方公務員の養成に重点的に取り組むこととしている。そのため、国際経験の豊かな中央官庁等の実務家を専任教員や非常勤講師として迎え、事例研究その他の授業科目を通して、学生に一国家・一自治体を越えた広い視点に立って政策を立案・判断する能力を涵養することとしている。さらに、国際化の進展が著しい実務の現場で要求される英語能力の向上を図るために、外国人教員による実践的な授業を行っているが、これは、単なる会話能力ではなく、国際会議の場におけるディベート能力やプレゼンテーション能力、英語で起案する能力等を研磨することを重視したものである。

##### (2) 他大学院等との連携

現在、当大学院の相当数の学生が受講している相応の授業科目を、法学研究科・経済学研究科・法科大学院、経営管理大学院に提供しているが、平成22年度からは医学研究科社会健康医学系専攻とも授業科目の相互提供を行うべく準備している（評価の視点2-8）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院の教育課程は、以上に説明したように、専門職大学院として求められている基準、

すなわち、(1)課題発見・整理、政策判断、政策立案、政策実施、政策分析・評価等の政策過程全般、コミュニケーション等に係る高い専門的能力、高い倫理観および国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から、体系的に編成され、(2)法学、政治学、経済学の3分野に経営学を加えた幅広い科目をバランスよく学べるように編成されると同時に、(3)基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等の科目を段階的に履修するように編成されているものと判断できる。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」においても、教育の実施体制の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得たところである。

**【根拠・参照資料：**京都大学大学院公共政策教育部規程、同公共政策教育部履修規程、インターンシップ実施細則、同実施に関する申し合わせ、リサーチ・ペーパーについて、京都大学公共政策大学院 2009（パンフレット）、京都大学公共政策大学院ホームページ (<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】

[将来への取組み・まとめ]

本大学院の教育課程のあり方については、設置準備の段階で入念な検討を重ねた結果であり、目先の変動に左右されるべきではないとして、当分の間、大幅な改編には慎重であるべきだとする意見がある一方、公共政策大学院として専門性を高めるとともに、実務との連携もより強化すべきだという観点から開講科目の見直しを求める考え方もある。

この問題については、どちらか一方が正しいという性質のものではないことから、今後とも、毎年行われる学生による授業評価や外部評価委員会の評価などをも参考にしつつ、意見の集約に努めることとしたい。

また、本大学院外部評価委員会の指摘事項でもある「倫理観」や「プレゼンテーション能力」を伸長させるような教育課程の編成にも努力したい。

## (2) 教育方法等

[現状の説明]

### 授業の方法等

各授業科目の内容は、実務経験のある教員を中心に最先端の議論を紹介するものとする。同時に、クラスター科目の配置により公共的な分野における喫緊の課題に対応する知識を教授することに力を注いでいる。上述のように、キップ制の導入によって段階的な履修と単位の実質化にも配慮している（評価の視点2-7）。これに加えて、他研究科の単位を8単位まで認定するほか、インターンシップの単位化、実務家による講演会や授業への参加を通して、多様なニーズに応えるとともに、少人数による事例研究の充実によって学生と教員の双方向的な実務的な知識の教授を可能としている。

このように、授業については、双方向的な授業、複数の教員による共同授業、インターネットの活用、インターンシップなどの方法を採用するとともに、実学教育の重視を掲げているが、これらを説明すると以下の通りである。

#### ① 双方向的な授業

展開科目・実践科目・事例研究の多くの科目が小人数の演習形式の授業としていることから、教員と学生の間で活発な質疑応答が行われており、それ自体が新しい教育手法の開発に資するものといえる（評価の視点2-9、2-12）。

#### ② 複数の教員による共同授業

必修科目「公共政策論」を法学・政治学・経済学・経営学を専門とする4名の教員のリレー授業としているほか、「グローバルガバナンス」や「地方行政実務」等について2名又はそれ以上の教員による共同授業としている。また、「省庁間関係」や「ケーススタディ NPO の理念と活動分析」のように、研究者教員と実務家教員が意見を交換しながら進める特筆すべき授業も開講している。これらはいずれも、小人数の演習形式で実務と研究を架橋することが求められる専門職大学院にとって、重要な意義を有している（評価の視点2-9、2-12）。

#### ③ インターネットの活用

「立法システム」や「Professional Writing」「Contemporary Issues 2」「行政と情報化」といった科目では、インターネットを活用して、授業を進めている。そうした科目のほかにも、学生は、授業の場以外でも LAN と接続された自習室で予習・復習を行うことによって、情報化社会における実務に関する技術や知識を修得することができる（評価の視点2-9）。

#### ④ インターンシップ

インターンシップは、専門職大学院においてきわめて重要な科目である。本大学院では平成18年度に試行し、その結果を教授会で慎重に検討した後、平成19年度から本格的に実施している。これ以後、とくに人事院等主催の「霞が関インターンシップ」には、一般選抜入学の学生が積極的に参加している（19年度10名、20年度11名、21年度14名）。そして、終了後の12月に開催される人事院での成果報告会には、当大学院からも研究部長をはじめ、インターンシップ等実施委員会主任等が聴講して、成果を確認した

後、委員会において単位認定の成績評価を行うとともに、各学生の研修先に評価をお願いしている（評価の視点2-9）。

#### ⑤ 実学教育の重視

専門職大学院として、理論と実践との架橋又は理論智と実践智の統合という観点からしても実学教育を行うことは当然であり、本大学院でも正規の科目としての展開科目や事例研究などにおいてその方向を打ち出しているが、これを具体的に実地で行うことも、学生に強い自覚を促す契機として重要である。

本大学院としては、公共政策系大学院が外部資金を獲得することの困難な状況の下、平成20年度下期に本学の総長裁量経費——課題名：地域再生・活性化政策の比較予備調査——の申請を行い、その採択をまって、学生と教員による計6班に分かれて国内調査を行うとともに、教員による海外調査を実施した。参加した学生はすべて、この調査により各地方が抱えている様々な問題を再認識し、実地調査の重要性を自覚したようであり、これを実施した意義はきわめて大きい〔その内容は「報告書」として纏めてある(資料添付略)〕（評価の視点2-9）。

公共政策系の専門職大学院が少ない現状では、本大学院での日々の教育活動それ自体が教育手法の開発と結びつく実験的な意味を有している。そうした意味を帯びる特徴的な教育活動は、1年次生・2年次生を合わせても約100名程度という規模の利点を生かしたかたちで行われているが、その概要を述べると以下の通りである。

すなわち、平成21年度の開講科目に対する履修状況は資料14〔58頁〕に示すとおりであるが、前期科目についてみると、必須科目「公共政策論」が48人で最も多く、選択科目の中では、政策決定過程論の44人、政策企画立案の技術36人、現代規範理論32人であり、以下、履修人員20人～29人が5科目、10～19人が15科目、10人未満が24科目となっている。他方、後期科目では、選択科目のうち、公共管理論の44人が最も多く、危機管理論の41人、情報管理論の32人であり、以下、履修人員20人～29人が6科目、10～19人が16科目、10人未満が23科目となっている。本大学院の特徴である少人数教育の実践は、こうした結果から十分に裏づけられている（評価の視点2-12）。

なお、多様なメディアを利用した遠隔授業（評価の視点2-10）及び通信教育による授業（評価の視点2-11）は、いずれも実施していない。

#### 授業計画・シラバス及び履修登録

本大学院では、毎年度、教務委員会で全教員から次年度の授業計画・希望時間帯等について意見を聴いたうえで、教授会で開講科目・授業担当等を審議・決定している。その際、授業時間割表（資料38 便覧シラバス141-142頁）が示すとおり、法学研究科、法科大学院、経済学研究科並びに経営管理大学院にも授業を提供している関係から、これらの大学院と密接な連携を取りつつ、授業計画・時間割等を作成している。

また、便覧・シラバスは、大学院設置当初から作成しており、具体的な授業の内容、方法、使用教材、参考図書、年間の授業日程を明示し、学生が予習・復習可能なように最大限配慮するとともに、毎年度末に、非常勤講師を含む全教員に対して、教務主任から次年度シラバ

スの作成上の注意を促している（評価の視点2-13）。

なお、便覧・シラバス巻末（138-140頁）には、全教員のメールアドレスも掲載して、学生がいつでも質問ができる体制を整えている。

また、平成21年秋には京都大学教育制度委員会が「京都大学シラバス標準モデル」を作成し、全学的にシラバス統一に向けた作業を進めているが、本大学院もこれに則っている。

#### 単位認定・成績評価

本大学院では、単位の認定及び成績評価に際して、評価の公正性及び厳格性を担保するため、原則として「筆記試験、平常点、その他授業科目の性質に適した方法により、成績を評価して行う」ものとし、その成績は、履修規程第12条及び第13条の基準に基づいて評価することとしている（評価の視点2-14）。そして、成績評価のアンバランスを無くすため、教授会の議を経て策定した成績評価基準を『教務事項の手引き』（資料31：92頁）に「成績評価の基準について」として明記し、学期初めに非常勤講師を含む全教員に配付するとともに、学期末の成績評価に際しても教務委員会主任の名でその点に対する注意を促すなどして、その統一的な運用を図っている。さらに、履修規程第14条は、評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みである（評価の視点2-15）。また、同履修規程第16条では進級要件を、同第17条には課程修了要件を、それぞれ規定している。これらの要件を定めた履修規程は便覧・シラバスに掲載し、学生への周知を図っている（評価の視点、2-14）。

なお、リサーチ・ペーパー（資料9：51頁）、インターンシップ（資料10：52頁）を正規の選択科目として取り扱い、リサーチ・ペーパーの合格者には6単位を、インターンシップの合格者には2単位を、それぞれ与えることとしている（資料11：54頁、資料12：56頁）。これらの成績評価については、教授会での合否判定によるが（履修規程第12条2・3項）、その判定の透明性を確保するため、リサーチ・ペーパーについては公開の場における発表を要件とし、また、インターンシップについては派遣先の評価に基づくインターンシップ等実施委員会の議を経ることとしている（評価の視点2-15）。

#### 他の大学院における授業科目の履修等

京都大学通則第53条の7は、京都大学の他の研究科等の科目履修ができること、同第53条の8は、他大学の大学院で履修した科目を、同第53条の9は、本大学院入学以前に履修した科目を、それぞれ当大学院で履修した科目に読み替えることができる旨を定めている。これをうけて本大学院の履修規程第9条は、他の研究科等の科目履修を規定するとともに（8単位を限度とする）、同第10条は本大学院入学以前の修得した科目の読替えの制度を設けている（24単位を限度とする）。こうした規定により、毎年、入学者の数名が本学修学以前の既修得単位の認定を申し出ており、教務委員会による検討を経て、教授会において当該大学のシラバス等と照合しながら単位認定を行っている（評価の視点2-16）。

### 履修指導等

本大学院では、4月開講当初に、教務主任による履修指導を実施しているほか、履修規程第4条に定めた履修指導教員制度に基づいて、基礎学力の異なった学生への決め細かな履修指導を行うため、学生の出身学部や自己申告書などを参考に、教授会で履修指教員を決定(資料13:57頁)し、教員が担当する学生と個別に面接を行い、詳細な説明を行っている。また、後期開講前には、職業観に応じて別途、クラスター選択の方法と、事例研究とターム・ペーパーの関係について、詳しい説明を行っている(評価の視点2-17)。

また、原則として一般選抜入学者の進路に関しては、教授会において実務家教員を「進路指導教員」として配置し、各学生の特性や希望進路に応じた個別的指導を行うという進路指導教員制度を設けている(評価の視点2-17)。

こうした制度を通じて、各教員が、学生の求めに応じて、随時、履修指導を行うだけでなく、普段から面会やメールを通じて院生の学習相談に乗り、助言を与える体制を、組織的に整備している。なお、便覧・シラバスには各教員のメールアドレスを掲載し、また、教員によってはオフィスアワーを設定するなどして、学生が、常時、各教員と連絡を取り、学習相談ができるように配慮している(評価の視点2-17)。

### 改善のための組織的な研修等

本大学院では、平成20年度より、学生による授業評価については、すべての授業科目について、前期・後期とも授業の最初4週目と終了時点の2回にわたって行い、授業の難易度、予習・復習、教員の授業の進め方・話し方、講義が有意義であったか否かなど6項目を調査している(資料33)。その結果は、当該教員に報告するとともに、外部評価委員会等の重要資料として活用している(評価の視点2-18)。

また、これまで、授業等の改善については、その都度、FD委員会、教務委員会などで個別に検討し教授会で報告していたが、各種データの蓄積もでき比較が可能となってきたので、今年度より少なくとも年1回、全教員が参加する「FD会議」を開催することとした。平成21年10月29日開催のFD会議では、①学生の授業評価結果の分析、②入試成績と学業成績の分析、③授業科目見直しの必要性など5項目についての検討等を行った。その結果は、カリキュラム改善に利用しており、組織的な改善に取り組んでいるところである(評価の視点2-18)。

なお、本大学院は、実務家教員を加えても専任教員12人という少人数規模の大学院であり、日々の教育・研究に時間を割かれることから、独自に研修会等を開催することが難しい状況にある。そのため、全学主催のシンポジウム(例年9月初旬)に関係教員が参加するほか、全学委員会に委員を参画させ、そこでの内容を教授会に報告させることによって、大学全体のFDに関しての情報を共有するようにしている。

また、例年3月に本学高等教育研究推進センターがFDに関するシンポジウム・研究会を開催する予定であり(本年度は平成22年3月18日・19日)、本大学院のFD委員会委員3名が参加することとなっている(評価の視点2-18)。

## 特色ある取組み

本大学院には、職業人選抜や外国人特別選抜による場合はもちろん、一般選抜においても出身学部異なる多様な学生が入学してくる。しかし、入学定員を40名に抑えたこと及び社会人や外国人も含むこの共同体に身を置くことによって、多元的な価値の並立を前提にして、それを尊重しつつ公共的な利益を勘案して合意を形成すること、つまり公共的に考えることの意義が、自ずと体得される。これは、複数のコースに分けて運営される大規模プログラムでは望みえない本大学院の特徴である。

そして、社会人と学部新卒者の相違、既修の学問分野、将来の志望職種等に対応して、入学時に教務主任による緊密なガイダンスを行うと同時に、履修規程第4条に基づき、教育部教授会の決定により入学時に学生一人ずつに履修指導教員を配置して、随時教育上の相談に応じ、場合によっては生活指導にも対応している。また、とくに一般選抜合格者に対しては、1年次後期から、同じく教育部教授会において修了後の進路に関して実務経験のある専任教員を個別に進路指導教員として決定し、助言する体制を敷いている。このいわばマンツーマンの指導体制は、本大学院の大きな特徴の一つであり、高度専門職業人の教育に要請される学生の個性の尊重に適うとともに、京都大学の伝統である自学自修の精神を涵養する上でもきわめて有益である（評価の視点2-19）。

加えて、学期毎に修得できる単位数に上限を設けるキャップ制を設けることによって、学生が段階的かつ着実に学習することを促している。

このように、履修指導・進路指導教員を個別に配置することにより、日常的に学生の学習・進路相談等に対してきめ細かく対応する体制を整備しているほか、正規の教育課程とは別に、第一線で活躍中の実務家と直接接し、現場の臨床的な知識を学習させるために、資料8に示すとおり、随時、ゲストスピーカーによる講演会やセミナーを開催することにより、公共的分野等の関心を高めさせ、かつ必要な倫理観を体得させている（評価の視点2-19）。

また、本大学院履修規程第14条は、成績評価を告知してから1月以内に学生から申し出があったときは、教員に必要な説明をすることを義務づけている。こうした措置は、成績評価のあり方を客観的に担保するための仕組みであり、特色ある取り組みと言える（評価の視点2-19）。

更に、本大学院にとってインターンシップのもつ教育的意義は大きい。平成21年度は、平成19年度及び20年度と同様に、多くの学生を人事院主催の「霞が関」インターンシップに参加させたほか、新たに三重県議会事務局に2名を参加させた。今後は、他の公的機関や民間組織でも実施できるように準備を進めている。

他方、教育手法の開発という点では、実務家教員の貢献は大きく、専門職大学院に特徴的な事例研究（ケーススタディ）の多くの科目を担当する中で、専門職大学院の授業に相応しい教材の作成に努力し、本大学院における授業の成果を授業資料や授業評価とともに『授業記録』として各年度冊子化したりして活用している。また、専門職大学院に求められる実務家による講演、セミナー等に関しても、実務家教員は力を発揮している。実務経験に基づく研究という点でも、実務家教員はそれぞれのテーマを追求し、それらの成果を研究会で報告するとともに雑誌論文等で発表しているが、さらに研究者教員を含めて審議会等で多くの委

員を務めると同時に、各種研修会の講師を務めたり、一般市民向けの講演等を行ったりして、研究成果を社会に還元している。これは専門職大学院の重大な任務の一つであり、本大学院の貢献は大きい（評価の視点2-19）。

なお、産業界や学協会等のデマンドサイドとの連携は重要であり、本大学院でも平成22年1月15日に全国市町村国際文化研修所（JIAM）と連携してセミナーを開催したところ100名を超える参加申込みがあり、来年度は本学の施設を使って開催準備（平成22年秋）を進めている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

**授業の方法等**については、少人数規模の利点を生かした授業を行っており、授業計画やシラバスについても学生の予習・復習に配慮している。単位認定・成績評価についてもその基準を明確にし、非常勤講師を含む講義担当教員全員に「教務事項の手引き」（資料31）を配付して、公平な評価を行っている。**他の大学院における授業科目の履修等**についても、規程を整備し、総合大学の利点を生かして聴講可能としているほか、本大学院修学以前のものについても、教授会で慎重に審議したうえで単位認定を行っている。

**履修指導等**についても、全学生に進路指導教員・履修指導教員を付してきめ細かな指導を行うなど、工夫を凝らしている。**改善のための組織的な研修等**についても、FD会議を設けるとともに、公共政策大学院外部評価委員会による評価を受けるなどして、積極的に対応している。このことは、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、教育方法の判定は、「期待される水準を上回る」旨の判定を得たことから明らかである。

**【根拠・参照資料：**京都大学大学院公共政策教育部規程、同公共政策教育部履修規程、インターンシップ実施細則、同実施に関する申し合わせ、リサーチ・ペーパーについて、公共政策大学院教務事項に関する手引き（平成21年度版）、京都大学公共政策大学院2009（パンフレット）、京都大学公共政策大学院ホームページ(<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】

#### [将来への取組み・まとめ]

インターンシップについては、その多くが中央の官庁・企業等で行われるため、参加学生の経済的負担が大きい。そこでインターンシップを充実させるためには、その負担を軽減させる必要がある。

なお、「霞が関」インターンシップにあっては、平成21年度から、人事院に代々木ユースホステルの斡旋を仰ぎ、年末の発表会への学生の参加旅費についても支援を得ることができたが、民間機関へのインターンシップ参加者には経済的支援がなく、総長裁量経費や奨学金寄附金など獲得し、経済的支援が可能となるよう努力したい。

### (3) 成果等

[現状の説明]

#### 学位の名称

京都大学通則第 55 条の 2 は、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）を修了した者に修士（専門職）の学位を授与するものとし、京都大学学位規程（資料 15:61 頁）の第 1 条 5 項は、「修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別（医学研究科：社会健康医学、公共政策教育部：公共政策、経営管理教育部：経営学）に従い、専攻分野の名称を付記する」としており、教育内容に合致した適切な名称となっている（評価の視点 2-20）。

【根拠・参照資料：京都大学通則】

#### 学位授与基準

京都大学学位規程第 9 条は、本大学院の学位授与基準を定めており、これに則って、履修規程第 17 条に修了要件を定め、教務委員会で修了要件を満たしているか否かを個別に審査したのち、最終的に本大学院修了予定者の合否判定は、教授会において慎重に行っているため、適切に学位を授与している（評価の視点 2-21）。また、平成 21 年 11 月の教授会においてこれまでの経験を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（資料 20:69 頁）を制定し、本年 2 月の修了認定時にはこの方針に沿った学生を輩出予定である。

【根拠・参照資料：京都大学学位規程、公共政策大学院学位授与の方針、同教育部履修規程】

#### 修了生の進路の把握

本大学院における、修了生の進路の把握については、事務的には毎年 11 月に進路状況調査を実施し、教授会で報告するとともに、修了時点では、卒業後の進路状況調査票を各学生から提出させているので、ほぼ完全に進路状況を把握している（資料 16:63 頁）。しかも、本大学院では各学生に履修規程第 4 条第 2 項に定める進路指導教員を配置しており、各教員が担当学生と個別に面接を行うほか、授業の多くが少人数であるため学生の特性や希望に応じたきめ細かな個別的指導を通して、学生の進路について正確に把握することができる。

修了生の進路状況については、「公共政策大学院 2009」に掲載するほか、ホームページなどでも公表している。平成 19 年 3 月に最初の本大学院修了者を送り出し、20 年 3 月に第 2 期生を送り出したが、その修了後の進路は、資料 16 の通りである（評価の視点 2-22）。

#### 教育成果の測定

本大学院では、学生のニーズへの対応は、履修指導教員・進路指導教員の制度により個別に学生の意見聴取を行う仕組みを採っているが、さらに「改善のための組織的な研修」の項でも述べた通り、学生による授業評価を全科目について、前期・後期とも 2 回行い、授業の難易度、教員の授業の進め方・話し方などの項目を調査するとともに、自由記述欄を設けて満足度や学習環境に関しても意見を聴取することによって、教育成果を測定することにし

ている（評価の視点2-23）。さらに、この結果は、教育部教授会構成員が全員参加するFD会議で検討し、併せて本大学院外部評価委員会にも報告して意見を求め、指摘事項については改善しているので、適切に運用されている。

なお、修了生の進路状況という点から見ると、中央省庁、自治体から派遣され、復職した者も含めた修了者全体のうち、国家・地方公務員のほか、マスコミやシンクタンク、公共的色彩の強い民間会社に進んだ者は多い。したがって、狭義の公務員のみならず公共的な職務に従事する高度専門職業人を養成するという本大学院の任務に十分に応えるものとなっている。

また、「霞が関特別講演」時における財務省等幹部の話、福岡県知事講演会での話の中に、一般選抜修了者並びに職業人選抜修了者の能力に関して高い評価を与えられる旨聞かされており、これは本大学院の教育成果の結実であると考えられる。

#### 特色ある取組み

本大学院では、学生談話室に投書箱を設置しており、これまで13件の要望（資料17:65頁）が提出されたが、そのつど教授会に報告し、学生の要望・改善事項の共有化を図るとともに、迅速な対応をしている。また、それによる新規開講科目の要望に対しても、来年度のカリキュラムに反映させるなどしている（評価の視点2-24）。

さらに、平成21年1月に同窓会組織「鴻鵠会」が発足したことに伴い、新入生歓迎レセプションや学位授与修了式後の懇談会席上には同窓会幹部を招き、近況報告が行われるなど、本大学院が修了後もそうした組織との連携を深める取組みの一つである（評価の視点2-24）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院における学位の名称、学位授与基準は、それぞれ京都大学通則、京都大学学位規程に明記され、教授会の議を経て適切に授与している。修了生の進路の把握に関しても、在学中に進路調査を行うほか、修了式当日にも進路調査を実施し、ほぼ完全に把握している（資料16:63頁）。このことは、入学時の教務主任による履修指導はもとより、各学生に付した履修指導教員による日常的な面接指導、一般選抜入学者に対する実務家教員による進路指導の体制が、奏功していることを示しており、満足すべきものと評価できる。

進級要件があることから、1年次から2年次への進級の度合いも問題になるが、これまでのところ、進級できなかった者は、留学その他の理由を除くと、平成19年度・21年度に各1名であり（20年度はなし）、いずれも勤務上の理由による留年であるから、とくに問題視すべきものではないと考える。

なお、平成20年度の学位授与機構の「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、学業の成果の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得たところである。

**【根拠・参照資料】** 京都大学通則、京都大学学位規程、公共政策大学院学位授与の方針、京都大学大学院公共政策教育部規程、同公共政策教育部履修規程、京都大学公共政策大学院2009

(パンフレット)、京都大学公共政策大学院ホームページ(<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】

[将来への取組み・まとめ]

収容定員が多いと、修了生の進路把握が難しいという場合もあるが、幸い、本大学院は、1学年40名という小規模定員の利点を活かして、これまで通り、事務部並びに進路指導教員等による積極的な活動を通じて修了生の進路の把握に努めたい。

### 3. 教員組織

[現状の説明]

#### 専任教員数

本大学院は、法令上、実務家教員を含めて10人を配置する必要があるが、研究者教員8名、実務家教員4名（うち、特別教授2名）12名の専任教員が配置されており、基準を満たしている（評価の視点3-1）。

講座編成としては、現在、法学研究科及び経済学研究科から割愛により配置換えとなった8名の研究者教員を擁する公共政策第一講座、及び実務経験を有し、3年の任期で採用した2名の教員を有する公共政策第二講座から成り、これに特別教授2名を加えた12名の教員によって教育部教授会を構成している。

現在の教員は、両研究科から移籍した研究者教員8名——教授7、准教授1。公共政策第一講座に所属する——と、3年任期で採用する実務経験のある教員2名——教授2。実務家教員として、公共政策第二講座に所属する——に加えて、専門職大学院設置基準第5条1項の定め（いわゆる見なし専任）に基づいて採用している特別教授2名の合計12名であり、設置基準の10名を超える教員を専任教員として配置している（評価の視点3-1、3-3）。

なお、これら12名の教員は、全て本大学院の専任教員であり、他研究科を兼任していないので、法令を遵守している（評価の視点3-2）。

#### 専任教員としての能力

本大学院では、研究者教員の人事に関しては、当面は設置母体の法学研究科に倣い、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を教授会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定しているので、適切に行っている（評価の視点3-4）。

なお、本大学院設置以降、退職等に伴う補充が行われているが、いずれの教員においても、教育目的に沿った人材を確保しており、大学設置・学校法人審議会による資格審査を受けたとすれば、全員◎の判定がなされるものと確信している（評価の視点3-4）。

#### 実務家教員

他方、実務経験を有する教員の必要配置数は3名であるが、4名（特別教授2名を含む）を配置しており、基準を満たしている（評価の視点3-5）。その人事については、公共的部門における高度専門職業人の育成という本大学院の設置目的にそって、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する者の中から、人事委員会において科目適合性等を考慮して慎重に人選した後、人事教授会において審議・決定している。その担当科目はその経験に照らして、年度ごとに、教務委員会の議を経たうえで教育部教授会において決定している（評価の視点3-6）。また、これらの実務家教員4名は、専任教員として本学就任以前より、東京大学、京都大学、一橋大学、中央大学等の大学院の専任教授等として大学院学生の教育

に従事しており、そのうち2名については、本学就任時に大学設置・学校法人審議会による資格審査(平成17年8月)においても適格性を認められるなど、実務家教員としての能力は、十二分に有していると判断できる(評価の視点3-6)。

#### 専任教員の分野構成、科目配置

本大学院の教員組織については、大学院設置以来少し変動があるが、現在は、公法学・政治学・行政学・政治思想史・国際政治経済分析・商法・経済政策・組織経済学を専攻する研究者教員と、中央銀行論・予算と政策分析・通商政策・地方自治法制を専門とする実務家教員から成っている(評価の視点3-7)。

このように専任教員の構成は、専門職大学院において授業を担当する者として適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討するとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果であり、科目配置も含めて適切なものとなっている(評価の視点3-7)。

#### 教員の構成

教員の構成としては、上に述べたように、適切な専門領域と科目適合性を慎重に検討した結果であるとともに、豊かな研究及び教育の経験を求めた結果として、特定の範囲の年齢に著しく偏ることなく、50歳未満4人、51-55歳2人、56-60歳5人、60歳以上1人の構成となっており、50歳代を多く擁する適切な年齢構成となっている(評価の視点3-8)。

#### 教員の募集・任用

未だ歴史の浅い公共政策系専門職大学院として適切な専門領域と科目適合性に合致した人材を公募制により確保するのは難しい。このため、専任教員としての能力の項でも述べたとおり、研究者教員の人事にあつては、当面は設置母体の法学研究科に倣い、研究部長ないしは教授会構成員の発議により、教授会に選考委員会を設置し、3名の調査委員を選定している。調査委員は、教育目的に沿った人材を教授会に推薦するために、科目適合性・教育効果等を考慮して、研究業績、教育歴、人物、高度の指導能力を有しているかなどを調査し、その内容を教授会に報告し、最終的に教授会で審議し、可否投票により決定している。他方、実務的な知識を教授する実務家教員に関しては、「公共政策第二講座の教員の任用に関する内規」、「公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規」に基づき、教育目的に沿った人材を確保するとともに、最新の知識を教授することが可能になるように、任期制を採用している(資料18:66頁)(評価の視点3-9)。

#### 特色ある取組み

任期を付された実務家教員と研究者教員からなる専任教員は、専門職大学院における教育を適切に行うために相互に啓発し合うと同時に、学生による授業評価や外部評価委員による厳しい点検・評価を定期的に受けている。

とくに研究者教員にあつては、任期制は導入されていないが、京都大学における教員評価の実施に関する規程(資料19:68頁)に基づいて、教育、研究、教育研究支援、組織運営、

学外活動・社会貢献の各項目について、3年ごとに自己点検・評価を行うものとされ、平成21年3月に本評価が行われた（評価の視点3－10）。なお、将来的には、自己点検・評価を処遇面に反映させるべく、検討されているところである。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成21年4月には実務家教員4名のうち、欠員の1名を新規に補充し、2名を再任、1名を新規に任用したが、研究者教員についても、2名を法学研究科と人事交流を行うなど、迅速な教員組織の充実に努めており、十分に評価できるものとなっている。

なお、平成20年度の大学評価・学位授与機構による「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」において、研究活動の状況並びに研究成果の状況の判定は、「期待される水準にある」旨の判定を得ている。また、科学研究費補助金の採択件数をみても、平成19年度、20年度では「基盤研究B」、「基盤研究C」各1件であったが、21年度では、「基盤研究A」1件、「基盤研究B」2件、「基盤研究C」3件となっており、それぞれの学問領域での研究成果が着実に現れている。

**【根拠・参照資料：京都大学教員の任期に関する規程、同公共政策第二講座の教員の任用に関する内規、同公共政策大学院特別教授及び特別准教授の任用に関する内規、京都大学における教員評価の実施に関する規程。】**

[将来への取組み・まとめ]

歴史の浅い専門職大学院における教員組織については、なお試行錯誤の段階にあるが、本大学院では、研究者教員を中心にこれまでの専門的な研究活動を継続し発展させるとともに、設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接に連携しつつ、教育効果のあがる教員組織を維持することとしたい。

## 4. 入学者選抜

[現状の説明]

### 定員管理

本大学院の入学者の定員管理については、毎年、教育部教授会で審議決定したものを大学全体でも確認することとされ、他方、その収容定員についても80名と規定されている（京都大学通則第35条、別表第2項）。これにより、毎年度はじめに教授会において当該年度の入学者定員を審議（一般選抜30名程度、職業人選抜10名程度、外国人特別選抜若干名）・決定し、入学者の増減が著しくならないよう定員を管理している。また、毎年度の文部科学省の実態調査などにも在学状況を報告しており、外国人特別選抜入学者を除いた在籍学生数は、収容定員の80%以上120%未満を維持しているため、適切に管理されているものと判断できる。（評価の視点4-1）。

### 学生の受入れ方針等

本大学院では、公共政策分野における高度専門職業人を目指す大学学部卒業生（一般選抜）、すでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする者を対象とした職業人選抜、公共政策分野における高度専門職業人を目指す外国人や、すでにすでに広く公共政策に関わる業務に携わっており、より専門性の高い能力を習得しようとする外国人職業人を対象とした外国人特別選抜を実施している。

一般選抜では、専門的な学識を問う筆記試験及び口述試験、職業人選抜及び外国人特別選抜では専門的な学識を問う筆記試験及び出願時に提出させた自己申告書等を踏まえた口述試験を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

また、教育目的に沿って求める学生像や入学者選抜の基本方針を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）（資料20:69頁）は、教育部教授会において慎重に審議・決定した上で、いずれの学生募集要項の冒頭に明記し、ホームページでも公表することによって、その周知を図っている（評価の視点4-2）。

### 実施体制

本大学院では、教授会で公共政策大学院入学試験規程を制定（資料21:70頁）しており、教授会の下に入試委員会を設置して、出題・採点委員の選出、試験問題の作成・管理等について厳正かつ適切に行い、試験の円滑な実施を図るとともに、多様かつ意欲的な人材を集めるように配慮することとしている。そのため、毎年、これらについて教育部教授会の議を経るとともに、提出書類、筆答試験及び口述試験の成績等を総合的に判定して、入試委員会で合格者の原案を作成し、教育部教授会において厳正な審議の下に決定している（評価の視点4-3）。

また、主な対象を一般選抜志願者と職業人選抜志願者に分けて、毎年入試説明会を実施している（本年度は平成7月2日と11月8日に実施した）。とくに後者は週末に開催して、有職者の便宜を図っている。また、平成18年度～22年度入学に実施した入学試験の結果は、資料22 [72頁] に記載した表の通りである。

なお、入試説明会等の内容については、各年度の本大学院パンフレットや京都大学大学院案内などに掲載され、ホームページ上でも公表している。

#### 特色ある取組み

本大学院では、一般選抜（募集定員 30 名程度）、職業人選抜（募集定員 10 名程度）のほか外国人特別選抜（募集定員 若干名）を実施しているため、法学部・経済学部卒業生以外に、理学部・農学部・総合人間学部・医学部・教育学部卒業生など多様な学生が入学している（評価の視点 4-4）。

また、前述のように、大学院説明会を一般選抜と職業人選抜に区分けし、学生募集の方針等を説明しているが、その後、質疑応答の時間を設けるとともに、入学後どのような環境で勉学に励めるかの指標とするため、施設見学も実施している。なお、施設見学終了後、説明会参加者と在学学生有志とによる意見交換の場が持たれていることも、特筆に値する（評価の視点 4-4）。

一般選抜においては、いわゆる「足切り」は行わず、英語能力の素養を問う筆答試験を課した後、入学定員の 2 倍程度の上位得点者について口述試問を行い、入学者を決定している。また、過去問は公表している（評価の視点 4-4）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

上に述べたように、出題・採点、入試監督者を含めて入試委員会を中心に素案を作成し、教育部教授会に諮るという適切な実施体制を敷き、公正に試験を実施した上で、教育部教授会において合格者を決定している（評価の視点 4-3）。

その際、筆記試験の成績に加えて、一般選別及び外国人特別選抜の場合には口述試験において確認した目的意識や倫理感等を勘案し、職業人選抜の場合には職業経験を勘案して、総合的に入学者を決定してきた。その結果、最終的な入学者数は、ほぼ入学定員数と等しいものとなっている（評価の視点 4-1）。

以上の点から、本大学院における入学者選抜は、適正かつ厳格に行われているものと判断できる。志願者が年々増加していることも特筆に値する。

**【根拠・参照資料】** 公共政策大学院入学試験規程、委員会に関する申し合わせ、京都大学公共政策大学院学生募集要項 平成 22(2010)年度、京都大学公共政策大学院外国人特別選抜募集要項 平成 22(2010)年度、京都大学公共政策大学院 2009（パンフレット）、京都大学公共政策大学院ホームページ(<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】

#### [将来への取組み・まとめ]

本年度の職業人選抜の入試説明会において、参加者が募集定員とほぼ同数であり、再募集の可能性も残されたが、幸いにも、願書受付時には募集定員を超えることとなった。

なお、そうした変動が見込まれることから、職業人選抜における募集定員の表示方法を「〇〇人程度」と付すことも、今後の検討課題である。

## 5. 教育研究環境及び学生生活

[現状の説明]

### 教育形態に即した施設・設備

平成 18 年度に設置された本大学院は、使用予定施設が耐震工事と重なったため、1 年間は設置母体の法学研究科及び経済学研究科等の施設を借用する形で発足したが、工事完了に伴って平成 19 年 4 月から利用可能となった本大学院専用施設には、40 名以上の授業が可能な講義室 2 室（うち 1 室は法学研究科と兼用）、演習室 4 室、政策立案・決定・執行過程のシミュレーション学習、講義・セミナーでのプレゼンテーションや討論による能力育成を目的とする、プロジェクターと AV 機器からなるロールプレイング設備を備えた R P G 室 2 室、自習室 2 室、学生の自主的な勉強会等のためのディスカッションルーム 2 室、履修及び進路指導等に利用できる面談室 2 室を設けている（評価の視点 5－1）。

また、平成 21 年度には、既設の R P G 室や講義室に、国際会議や高度な R P G・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システムを新設し、これらは平成 22 年 3 月から利用可能となっている。

自習室については、開学当時、平日は 8 時から 21 時 30 分まで利用できるほか、土曜、日曜、祝日も 8 時から 20 時まで利用できることとなっていたが、学生からの強い要望に応え、平成 20 年 7 月以降は、法科大学院生と同様に、平日は 23 時 45 分まで利用可能として運用することとし、学習上の便宜を図っている（資料 23:73 頁）。また、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等随時利用可能となっている。（評価の視点 5－1）。

なお、全学の保健管理センター、保健診療所、カウンセリングセンターなどを利用することも可能である（資料 39 健康相談の項参照）。各種のハラスメントについては、全学委員会で作成した『人権を考えるために』（資料 43）を入学時に全員に配付し、履修指導時に説明するほか、「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（資料 25:75 頁）及び「京都大学法学研究科・法学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」（資料 26:79 頁）を準用し、本大学院に人権委員会を設置し、相談窓口（副研究部長及び事務部の係長又は主任クラスの男女各 1 名）を設けている。

### 情報関連設備及び図書設備

図書に関しては、教育用の図書を並べる本大学院専用書架を法学研究科図書室に設け、開学後の 2 年間に 3,000 冊を越える図書を収納した。その際に、教科書に指定された図書については原則として 3 冊を購入することとしている。以後毎年 100 冊程度を新規に購入し、図書の充実に努めている（平成 18 度～21 年度末の購入図書数 計 2,711 冊）。

図書の貸し出しは、教員にあっては 50 冊以内、6 月以内、学生にあっては、30 冊以内、3 月以内と定めている（資料 24:74 頁）。このほかに、附属図書館（資料 39 附属図書館の項参照）は勿論のこと、法学研究科や経済学研究科との協議に基づき、学生は両研究科の豊富な図書（法：67 万冊、経：45 万冊の計 112 万冊が利用可能）やデータベースを、両研究科の院生と同様に利用することができる（評価の視点 5－2）。

また、全学生が専用の机を持つことができるように約 90 名の収容能力をもつ自習室には、自らのパソコンによってインターネットを通じて学内外のデータベースへのアクセスを可能にする無線 LAN 設備を施している。さらに、全学的には学術情報メディアセンター南館にオープンスペースラボラトリーが設置されており、パソコン 110 台が学生用として常時（月～金：am10:00～pm8:00、土：am10:00～pm6:00）使用可能のほか、附属図書館（本館）、総合人間学部図書館にも学生用 PC が配置され、自由に使用可能となっている（資料 39 情報環境機構の項参照）。また、履修指導時には「違法なダウンロードの禁止」についても説明し、併せて『インターネットと PC に関するマナー読本（京都大学情報環境部）』（資料 42）により、情報関連の適正使用に関して周知を図っている（評価の視点 5－2）。

#### 特色ある取組み

教育成果の測定の項で述べたとおり、投書箱を設置しており、常に学生の要望を聴取する体制を整えており、そうした学生からの要望に応じて、平成 19 年 8 月には施設内に学生が自由に利用できる本大学院専用のコピー機を設置しただけでなく、前記のように自習室利用時間の延長も実現した。なお、各学生にはロッカールームを貸与し、膨大な図書の保管などに便宜を図っている（評価の視点 5－3）。

正規のカリキュラムとは別に学生の自学自修を奨励することは本大学院の理念であるが、多くの自主的な勉強会が行われていることは、この理念が活きていることを意味し、教員も助言等を与えている。なお、これらの勉強会には、「教室使用願」を提出すれば、講義室・演習室等随時利用可能となっている。また、平成 19 年 11 月以来、本大学院の学生がイニシアティブをとって公共政策系大学院を横断する形で「第 1 回公共政策大学院インゼミ」を開催していることも、そうした自主的な取組みに属する（評価の視点 5－3）。

学生の生活面については、学生の申し出につき、個々の教員及び教務委員、公共政策大学院掛が窓口となって状況を把握し、教授会・各種委員会等で処理する体制を敷いている。また、履修指導や進路指導の教員との個別的な面談は、生活支援等に関する学生のニーズを汲み上げる場としても機能している。

とくに経済的な困窮のために就学に支障のある学生に対しては、京都大学で取り扱っている奨学金が貸与又は給付されるほか、同様に、学内機関の選考により、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が与えられている（資料 39 経済相談の項参照）。とくに平成 19 年度は、政府の「再チャレンジ支援経費」への申請を行った結果、18 年度の実績を超える数の学生が授業料を免除され、以降毎年、措置されている（評価の視点 5－4）。

また、開学以来、法学研究科と協力して人事院との共催で中央官庁の第一線で活躍する若手官僚による「霞が関特別講演」を 4 月後半から 6 月前半にかけて計 8 回開催していたが、平成 21 年度から責任部局を公共政策大学院に移し、人事院と公共政策大学院との共催として計 6 回開催し（資料 27:84 頁）、実務的な知識を高い見地から学生に伝えるよう努力し、その結果、参加者は前年度に比べて約 1.5 倍に増加した。また、民間企業への進路も相応の実績があることから、法学部・法学研究科主催の「企業特別講演会」にも参加を呼び掛けるなど、

院生に対する積極的な就職支援を行っている（評価の視点5－5）。

なお、前述の「霞が関特別講演」の際、毎回、派遣された担当講師との懇談時間を設けたり、知事による特別講演に際して懇談会を催したりして情報交換に努めているほか、人事院主催の「霞が関インターンシップ」の学生による成果発表会（毎年12月下旬開催）に際して、公共政策大学院長ほかの教員が参加し、人事院との意見交換を図っている（評価の視点5－5）。

[点検・評価（長所と問題点）]

本大学院は、とりわけ勉学に適切な環境を備えることを求められている専門職大学院として、学生数に十分に対応しうる専有の施設・設備を有している。また、学生の進路に関しては個別に進路指導教員を、学習のみならず生活面での相談には個別に履修指導教員を配置することによって、支援体制に万全を尽くしている。

また、「霞が関特別講演」「企業特別講演会」の開催などは、進路情報の提供としての意味を持っており、これらに積極的に参加する学生も多い。なお、本大学院の日常的な教育に関しては、支障が生じないような財政的基盤も備えている。

以上の諸点からみて、教育研究環境の整備及び学生生活への支援体制については、十分なものと評価できる。

**【根拠・参照資料：京都大学公共政策大学院便覧・シラバス、京都大学公共政策連携研究部図書規程、公共政策大学院自習室及びディスカッション・ルーム利用規程、京都大学公共政策大学院2009（パンフレット）、京都大学学生便覧(2009)、京都大学公共政策大学院ホームページ(<http://www.sg.kyoto-u.ac.jp>)。】**

[将来への取組み・まとめ]

国の事業仕分けの中で官僚のプレゼンテーション能力の不足が指摘される中、本年3月より利用可能となる、国際会議や高度なRPG・シミュレーション・プレゼンテーション及び教室間・遠隔地間の講義や会議を可能にする、同時通訳システム、会議録音録画システム、双方向インターフェース情報通信システムを使って、学生の日本語及び外国語によるプレゼンテーション能力の向上を図りたい。

## 6. 管理運営

[現状の説明]

### 事務組織の設置

京都大学の組織に関する規程第 53 条(資料 28:85 頁)は、各部局が事務部を置くことができるとし、「必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる」としている。これをうけて小規模大学院である本大学院には、単独の事務組織は置かず、法学研究科の事務部に総務・経理事務を兼務させるとともに、専門職大学院の教務事項の重要性に鑑み、とくに公共政策大学院掛を設けて、事務職員 3 名(掛長 1 名、再雇用職員 1 名、時間雇用職員 1 名)を配置しているため、運営に関しては現在のところ支障はない(評価の視点 6-1)。

### 学内体制・規程の整備

京都大学では、全学規程において、本大学院に研究部長及び教育部長を置くこと、学校教育法第 93 条 1 項に定める教授会を置き、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項を審議することを、それぞれ定めている(京都大学の組織に関する規程第 16 条～第 18 条)ほか、公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程も定められている(評価の視点 6-2)。

これをうけて本大学院では、連携研究部長・教育部長の選出は、研究者教員(教授)のみで構成する人事教授会において、投票により、決定しているほか、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程など各種規程を連携研究部教授会で決定し、適切な管理運営を確保している。

このほか、定期試験、追試験及び再試験に関する事項はもちろんのこと、本大学院固有の施設(図書館、自習室等)の利用等に関しても規定を設け、教学事項に関しては便覧・シラバスに掲載して、学生に周知することによって、教学面でも適切な運用を図っている(評価の視点 6-2)。

### 関係組織等との連携

本大学院では、専任教員が地方自治体への審議会委員などに積極的に参画しているほか、公共的な非営利組織・企業・その他の外部機関との連携や協働を進めるために、幾つかの授業科目(ケーススタディ NPO の理念と活動分析、国際災害緊急援助、地方行政実務、都市・地域計画、農林水産政策、ケーススタディ国際文化交流など)では第一線で活躍する実務家を非常勤講師に招聘しているほか、ゲストスピーカーも多く招聘し(資料 8:50 頁参照)、外部機関等との連携・協働を進めている。

また、インターンシップについても、人事院主催の「霞が関インターンシップ」に積極的に参加させているほか、平成 21 年度においては、三重県議会事務局インターンシップに参加している。これに加えて、同 21 年度から、本大学院と JIAM(全国市町村国際文化研修所)との連携セミナーを開催する(22 年 1 月 15 日)など、連携・協働先も年々広がりつつあり、今後も積極的にこの方向を進める予定である(評価の視点 6-3)。

他方、本大学院では、大学院設置と同時に公共政策大学院外部評価委員会（委員：元人事院総裁、元文部事務次官、元外務省審議官、政策研究大学院大学教員、知事、民間の研究機関研究員 計6名）を設け、毎年1回、本大学院の教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証するほか、公共政策大学院の運営に関する重要事項について審議・助言を願うこととしており、本年度も去る12月10日に開催し、概ね好意的な評価を得たところである。なお、当日の議事概要は、毎年、議事録として印刷し、公表している（資料45、資料46）（評価の視点6-3）。

#### 特色ある取組み

本大学院は、連携研究部として設置母体の法学研究科及び経済学研究科と密接な協力体制を敷いており、その管理運営に関しては、12名の専任教員（特別教授2名を含む）に加えて、法学研究科の研究科長及び2名の教員と経済学研究科の研究科長及び1名の教員から構成される連携研究部教授会（資料40：例規集102頁参照）において、(1)教育研究に関する中期目標・中期計画及び年度計画の策定、(2)組織の改廃及び諸規程等の制定又は改廃、(3)予算及び決算、(4)その他管理運営に関する重要事項などについて、意思決定を行っている。

なお、学生用空きスペースの利用、図書室の利用についても、法学研究科、経済学研究科の学生と同様の取り扱いとなっているなど、法学研究科・経済学研究科の協力を得るところが大きい。

本大学院の最高意思決定機関である教授会は、連携研究部教授会と教育部教授会（資料40：例規集104頁参照）から構成されており、本大学院の教員及び非常勤講師の人事に関しては、専任教員から構成される教育部教授会において審議・決定している（評価の視点6-4）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

本大学院開設後の4年間を通じて、部局の意思決定及び事務体制は、順調に機能し、また、連携研究部教授会の機能を通して、法学研究科・経済学研究科との協力体制はほぼ確立されたと考えている。また、専任教員のみで構成される教育部教授会では、各教員が当該学生を知っていることから、学生の要望事項、生活指導、進路指導等の面においては実質的な審議を行うことができ、少人数の教育組織の利点を活かしたものである。

これに加えて、とりわけ学生に対応する公共政策大学院掛の尽力は大きいと評価しうる。本大学院のような少人数の教育組織として、教務事項を所掌し、適確に処理する掛の存続は、今後も重要であると考えられる。

**【根拠・参照資料：国立大学法人京都大学の組織に関する規程、京都大学大学院公共政策連携研究部及び大学院公共政策教育部の組織に関する規程、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、京都大学公共政策教育部規程、公共政策教育部履修規程、公共政策教育部受験者心得、公共政策大学院における追試験及び再試験の実施について、平成20年度京都大学公共政策大学院外部評価委員会評価報告書、平成21年度京都大学公共政策大学院外部評価委員会評価報告書。】**

[将来への取組み・まとめ]

独立した教育組織である本大学院では、多くの専任教員が部局内の複数の委員会委員を務めている上に、全学的な委員会委員としての務めを果たすことも求められている。この点において、各教員の教育・研究に対して多大な負担となっていることは事実であり、今後何らかの検討が必要であろう。

## 7. 説明責任

[現状の説明]

### 自己点検・評価

本学では、京都大学大学評価委員会規程（資料 29:87 頁）が設けられ、同規程第 8 条は、部局に、当該部局における教育研究活動等の状況について点検・評価を行うことを目的とする委員会（以下「部局委員会」という。）を置くことを求めている。これをうけて本大学院では、自己点検・評価、外部評価、認証評価に関わる事項を所掌する「評価・広報委員会」を大学院開設と同時に設置した。

この委員会は、外部評価委員会による毎年の評価、学生の授業評価の基本方針と結果の検討、中期目標・中期計画の作成と年度毎の点検及び報告等の業務に携わってきたが、平成 20 年度当初に連携研究部長・教育部長の指揮の下に、2 年毎に自己点検・評価を実施することを教授会で決定し、平成 18 年度・平成 19 年度分について自己点検・評価を行って、平成 20 年 11 月に自己点検・評価報告書を刊行している（資料 44）（評価の視点 7-1）。

また、刊行した自己点検・評価報告は、ホームページ上に掲載するとともに、本大学院の非常勤講師を含めた全構成員に配付するとともに、文部科学省をはじめ国立国会図書館等の関係省庁・機関にも送付している（評価の視点 7-2）。

### 情報公開

本大学院では、評価・広報委員会の所掌の下に、本大学院の専用ウェブサイトを開設して、主として受験生を対象として、本大学院の専任教員・カリキュラム・催し物の案内等を掲載するとともに、紹介パンフレットを作成し、情報の開示に努めている（評価の視点 7-3）。

また、これまで入学試験成績の開示については、「京都大学における情報公開制度の実施に関する規程」、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」（資料 50）に基づき、保有個人情報の開示請求があれば、部局情報公開実施委員会の議を経て、請求者本人以外の部分を開示していたところであるが、平成 22 年度入試から、情報提供というかたちで、本人から請求（資料 30 : 91 頁）があれば、部局情報公開実施委員会の議を経ず開示することとした。

また、入学者選抜の項でも記載した通り、過去問は公表しており、情報公開に積極的に対応している（評価の視点 7-3）。

### 特色ある取組み

本大学院では、大学院開設当初から、説明責任という考え方の浸透や高速情報通信網の普及等の社会状況の変化に対応して、情報発信や社会との連携に積極的に取り組み、各種の情報をホームページ上で積極的に公表してきたが、予算と人的制約もあって日々の更新が不可能に近く、体裁等で改善の余地があることも否めない状況であった。

そこで、院生から出された本大学院のホームページ改訂の要望を契機として、セキュリティの問題に配慮しつつ、レイアウト・掲載内容などについて平成 21 年 7 月に大幅な改訂を行った結果、アクセス数も大幅に増加し、平成 22 年度入学志願者の増加にも貢献したものと思われるが、以後のホームページの更新についても、院生の助力による所が大きい（評価の視

点7-4)。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成20年11月に刊行した平成18年度・19年度分に関する自己点検・評価報告書は、本評価が求める評価の他に、財務状況、人権・安全管理、情報セキュリティ等についても点検しているが、巻末には、教育活動、研究業績、組織運営への寄与、学外・社会貢献を含む教員の研究活動についても掲載し、印刷して関係機関に送付している（評価の視点7-1、7-2）。また、過去問の公表や入学試験結果の開示についても、個人情報保護法所定の申請手續によることなく、学部入試と同様に、「情報提供」として開示することとした。

以上のところから、積極的に情報公開に対応し、説明責任を十分に果していると判断できる。

**【根拠・参照資料：京都大学公共政策大学院自己点検・評価報告書2008年11月、京都大学における情報公開制度の実施に関する規程、京都大学における個人情報の保護に関する規程、公共政策連携研究部教授会規程、公共政策教育部教授会規程、委員会に関する申し合わせ、入学試験に係る個人情報開示願】**

[将来への取組み・まとめ]

本大学院では、平成22年4月以降に、平成20年度・21年度分について、自己評価・点検を行い、これを公表する予定であるが、これと同時に、これまで通り、ホームページ等を利用して、今後も情報発信に努めていきたい。

## 〈終章〉

このたびの点検・評価によって、各項目のレベルⅠ「公共政策系専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項」のうち、まず、「法令等の遵守に関する事項」については、すべての点について基準を遵守していることが確認できた。また、同レベルⅠ所定の「大学基準協会が法令に準じて公共政策系専門職大学院に求める基本的事項」についても同様であるが、とくに「教育課程の編成」「履修指導等」「学生の受入れ方針等」「情報関連設備及び図書施設」などの項目については、当初の教育上の目的を十分に達成し、満足すべき状況にあると判断するものである。

他方、各項目のレベルⅡ「公共政策系専門職大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項」についても、「修了生の進路の把握」「教育効果の測定」などの項目に見られるように、充分評価すべき水準にあると判断しているが、不断の検証を通して、現在の教育研究水準を今後とも維持し、さらなる発展につなげたい。

もっとも、このたび「公共政策系専門職大学院基準」で示された項目及び評価の視点に則して改めて自己点検・評価を行った結果、直ちに問題になる点はないものの、幾つかの点で改善の必要があることを組織として認識できたことは、大きな成果と言える。それは、例えば、教育方法等における「改善のための組織的な研修」（レベルⅠ）について、学生による授業評価は定期的実施している一方で、FD会議以外に独自の研修会を実施することが困難な状況にある点などに表れている。

これらの点については、本章の中でも記したように、FD委員会や評価・広報委員会などを中心として、教育改善への組織的取組みを推進するとともに、少人数組織であることをむしろ活かして、開学以来集積してきたさまざまなデータを分析しつつ、昨年度から開催しているFD会議を定例化するなどの措置を講ずることによって、継続的な改善に結び付けていきたい。